資料2-2

改 定 素 案	現 行(第13回 改定)	改	定	理	由
中分類33-電気業 総 説	中分類33-電気業 総 説				
この中分類には、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所及び特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業所が分類される。 自家用発電の事業所も本分類に含まれる。	この中分類には <u>、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所、特定規模需要に応じ一般電気事業者が運用・維持する系統を経由して電気を供給する事業所、特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業所が分類される。</u> 自家用発電の事業所も本分類に含まれる。	改正に伴う電気事	業者の類	型見直しる	と踏まえ、現
小分類 細分類 番号 330 管理、補助的経済活動を行う事業所(33電気業) 3300 主として管理事務を行う本社等 主として電気業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括 業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○電気事業会社本社・同支店・同支社;給電司令所;公営企業電気局(部)	小分類 細分類 番号 330 管理,補助的経済活動を行う事業所(33電気業) 3300 主として管理事務を行う本社等 主として電気業の事業所を統括する本社等として,自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務,人事・人材育成,総務,財務・経理,法務,知的財産管理,企画,広報・宣伝,調査・研究開発,生産・ブロジェクト管理,不動産管理,情報システム管理,保有資機材の管理,仕入・原材料購入,役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○電気事業会社本社・同支店・同支社;給電司令所;公営企業電気局(部)				
3309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として電気業における活動を促進するため、同一 企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保 安等の支援業務を行う事業所をいう。 〇電気事業会社営業所;サービスセンター;自家用車 庫;自家用修理工場;自家用補修所;自家用倉庫 ×電気保安協会[7499]	3309 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所 主として電気業における活動を促進するため,同一 企業の他事業所に対して,輸送,清掃,修理・整備,保 安等の支援業務を行う事業所をいう。 〇電気事業会社営業所;サービスセンター;自家用車 庫;自家用修理工場;自家用補修所;自家用倉庫 ×電気保安協会[7499]				

## 日 本 標 準 産 業 分 類 第 14 回 改 定 案 (F-電気・ガス・熱供給・水道業)

改定素案	現	行(第13回	改定)	改	定	理	由
331 電気業  3311 発電業 事業者自らが維持、運用する電気工作物(発電用又は蓄電用)を用いて、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、配電事業、配電事業、配金事業のため、または自家用発電や特定供給を行うための電気の発電、放電を行う事業所をいう。 ただし、一般送配電事業により離島等供給を行う事業所を除く。 〇水力発電所:火力発電所:原子力発電所:ガスタービン発電所:地熱発電所:太陽光発電所:風力発電所:	331	電気業		【新設】 ・電気事業法(「電気事業者の) ・大型の蓄電 る事業が「発電 え(令和5年45 もに「蓄電施設	類型見直し から小売 事業」に位 月1日施行	、を踏まえ、新 事業等用の I置づけられ )、定義文に	新設する。 電気を放電す たことを踏ま :反映するとと
3312 送配電業 事業者自らが維持、運用する電気工作物(送電用及 び配電用)により、供給区域において振替供給、接続 供給や電力量調整供給を行う事業所(発電事業に該 当する部分を除く。)をいう。 なお、離島等供給、最終保障供給、特定送配電事業 を行う事業所を含む。 〇一般送配電事業:送電事業:配電事業:特定送配電 事業:変電施設				【新設】 ・電気事業法(「電気事業者の)			
3313 電気小売業 電気の小売供給を行う事業所をいう。 ただし、一般送配電事業、特定送配電事業及び発電 事業に該当する部分の事業を除く。 〇小売電気事業				【新設】 ・細分類5599「 及び細分類609 業」から分離し	99「他に分	類されない	
3314 電気卸供給業 電気の供給能力を有する者(発電事業者を除く。)に対し、発電又は放電を指示する方法等により集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業のために供給する事業所をいう。 ○特定卸供給事業(アグリゲーター)				【新設】 ・細分類5599「 及び細分類608 業」から分離し	99「他に分	対されない	

## 日 本 標 準 産 業 分 類 第 14 回 改 定 案 (F-電気・ガス・熱供給・水道業)

改 定 素 案	現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
	<u>3311</u>	発電所 発電機、原動力設備、その他の電気工作物を設置し て電気を発生する事業所をいう。 〇水力発電所:火力発電所:原子力発電所:ガスター ビン発電所:地熱発電所:太陽光発電所:風力発電所	電気事業者の発生する。	類型見直U	ンを踏まえた	改定により廃
	<u>3312</u>		電気事業者の第止する。	類型見直し	とを踏まえた	改定により廃